令和７年度版　稚内市制度融資・助成制度のご案内

事業者の創意工夫と自主的な努力を応援するため、各種融資や助成を行っています。

■中小企業特別融資制度

低利の融資を斡旋し、借入金融機関を通じ保証協会の保証料を全額補給します。

種　別	限度額	貸付期間	貸付利率	貸付の要件	融資の条件
運　転　資　金	1,500 万円	５年以内	短期 １．６２５％ 長期 融資実行日時点の長期プライムレート [変動性]	・農林漁業、遊興娯楽業などの一部の業種を除く ・銀行取引停止処分、借入金返済の遅滞、市税の滞納がないこと。 ※納税証明書（資格審査等申請用）を提出のこと。	・据置き期間は１年以内 ・原則として担保が必要（免除する場合もあります） ・信用保証協会の保証付とすることができます（保証料は償還完了後に市が補給します）
設　備　資　金	5,000 万円	10 年以内			
店舗等近代化資金	3,000 万円	10 年以内			
商店街環境整備資金	3,000 万円	10 年以内			

※短期とは借入金の返済が１年以内で、長期とは１年を超える場合に適用されます。

■中小企業振興基本条例の基本理念・基本方針に基づく助成制度

令和５年度から令和７年度を重点取り組み期間とし、中小企業者の自主的な努力を支援します。

種　別	対象者	対象となる事業	助成率	限度額	対象経費
販路拡大支援事業助成金	中小企業者等	稚内産商品のＰＲ活動につながるような展示会等への出展	1/2	道内　30 万円 道外　40 万円	出展小間料、小間装飾費、備品借用費、旅費など
		新製品開発やパッケージ改良、市場調査事業	1/2	30 万円	外部専門家旅費、機械装置購入費及び賃借料、工具器具費、試作に伴う原材料費、試験分析外注費、デザイン外注費など
		自社ホームページの新規開設又は外国語対応への改修事業 ※創業後１年以上経過している者	1/2	30 万円	制作委託費、作成ソフト購入費、ドメイン取得費、翻訳費など
新規創業者支援事業助成金	新規創業者 ※既に事業を営んでいる場合は、標準産業分類の大分類が変わる者	概ね、週５日程度、20 時間以上の営業するため、金融機関からの借入と中小企業相談所の推薦を受けた新規創業事業 ※一部対象外業種あり	1/2	30 万円 ※１ヵ月５万円	土地及び建物賃借料の６ヵ月分 （敷金、礼金等、諸経費は除く）
				50 万円	初期設備費 （建物取得・改修、設備導入も対象）
IoT 等導入促進支援事業助成金	中小企業者	生産性向上を目的とした IoT 導入やデータ活用事業、センサー付きロボットの導入事業	2/3	30 万円	機械装置やソフトウェアの購入費及び賃借料（６ヶ月分に限る）、システム開発費、外部専門家経費など
		従業員の負担軽減や地域産業の活性化を目的としたキャッシュレス化推進事業		10 万円	端末購入費、付属機器購入費、回線工事費、利用料、手数料など
商店街等空き店舗活用事業助成金	中小企業者等	商店街等の空き店舗を活用し、第２店舗の開業等をする者で中小企業相談所の推薦を受けた者 ※一部対象外業種あり	1/2	商店街 30 万円 ※１カ月５万円 商店街以外 15万円 ※1カ月２万５千円	土地及び建物賃借料の６ヵ月分 （敷金、礼金等、諸経費は除く）
				商店街 50 万円 商店街以外 25 万円	初期設備費 （建物取得・改修、設備導入も対象）
商店街活性化事業助成金	商店街振興組合	集客力を強め、販売を促進するための事業及び活性化推進を目的に行う調査又は計画策定事業 ※同一事業は３年に限る	1/2	50 万円	謝金、旅費、会場借上料、会場設営費、広告宣伝費、消耗品費、調査研究委託費

■稚内市人材確保支援助成金

人材確保に取り組む市内事業者の自主的な努力を支援します。

種　別	対象者	対象となる事業	助成率	限度額	対象経費
転入就職者支援	市内中小企業等	市外から就職者を受け入れる事業	1/2	1 事業所あたり 20 万円	旅費、移転料など
研修受講等支援		中小企業大学校など公的機関が主催する研修に経営者及び従業員が参加する事業	1/2	1 人あたり 5万円 1 事業所あたり 15 万円	受講料、旅費 ※市内で行われる場合は受講料のみ
合同企業説明会等出展促進支援		市外で開催される合同企業説明会への出展	2/3	1 事業所あたり 50 万円	旅費、出展小間料、消耗品費、備品借用費　通信運搬費、小間装飾費など
インターンシップ受入支援		大学や専門学校等の学生のインターンシップ受入れ事業	2/3	1 人あたり 5万円 1 事業所あたり 15 万円	学生への旅費、保険料、教材費など
採用活動促進		就職情報サイト等への登録や掲載、自社ホームページの新規作成、改修、PR 動画作成等の採用活動促進事業	1/2	1 事業所あたり 15 万円	広告料、外部委託費、作成ソフト購入費、ドメイン取得費など

■稚内市人材確保支援助成金（奨学金返還支援）

従業員に対し、奨学金の返還支援をする市内事業者を支援します。

奨学金返還支援の助成金を受けるためには、協力企業であることが条件であり、本市に登録申請が必要になります。

対象者	助成率　限度額	対象奨学金
市内中小企業等	１／２　※月額上限１万５千円	独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金 地方公共団体が貸与する奨学金　など

対象従業員	協力企業の要件
・協力企業に新規採用された者 ・奨学金の貸与を受け、計画的に返済している者 ・就職先が協力企業であり、返済支援を受けている者 ・稚内市内に住所を有し、市税の滞納がない者	・市内に事業所を有し、奨学金を返還する者を採用していること ・奨学金の返還支援を６０月行うことができること ・労働基準法、職業安定法等に違反していないこと ・市税等の滞納がないこと ・市の求めに応じて必要な協力ができること

■稚内市人材確保支援助成金（ＵＩＪターン新規就業支援）

首都圏から稚内市へ移住してくる方に対し、移住支援金を支給します。

対象者	対象要件	支給額
東京２３区（在住者又は通勤者※）から稚内市に移住し、マッチングサイトに求人を掲載している「移住支援金対象法人」に就業した方などへ、申請により移住支援金を支給します。 ※５年以上東京２３区に在住した方、又は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県に在住し、５年以上東京２３区への通勤をしていた方。	移住等に関する要件を満たす方のうち、 ①就業に関する要件 ②起業に関する要件 ③テレワーク移住に関する要件 のいずれかを満たす方が対象となります。	単身６０万円 世帯１００万円 （18 歳未満の方１人帯同につき 100 万円加算）

★移住支援金対象企業を募集しています★

移住支援金の支給要件として、対象法人は北海道に登録申請を行い、マッチングサイトへの求人掲載が必要となります。

求人情報は大手民間求人サイトの一部に無料で転載されるので、より高い訴求効果が期待できます。

お 問 合 せ 先

稚内市 建設産業部 水産商工課 商工・労働グループ（市役所２階）
TEL　0162-23-6467　　FAX　0162-23-7999
URL　http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/sangyo/shoko/shien/yushi_zyosei.html

詳細については、ホームページをご覧ください。